

大和川左岸（三宝）地区令和 7 年度画地確定測量（杭打ち）他測量その 2

特 記 仕 様 書

第 1 条 業務の目的

- 1 本業務は、南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業において、二度移転街区整備工事に必要となる画地点の杭打ち及び埋標に係る街区確定計算測量等を行うことを目的とする。

第 2 条 適 用

- 1 本特記仕様書は「大和川左岸（三宝）地区令和 7 年度画地確定測量（杭打ち）他測量その 2」（以下「本業務」という）に適用する。
- 2 本業務を実施するにあたっては、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が定めた「測量作業規程及び測量作業共通仕様書（令和 3 年 11 月）」（以下「作業規程等」という。）並びに本特記仕様書によるほか監督員の指示によるものとする。
また、本業務の実施にあたって疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示によること。
なお、作業規程等は閲覧に供する。

第 3 条 業務対象範囲

- 1 本業務の範囲は、（別図）位置図に示す範囲とする。

第 4 条 履行期間

- 1 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日より令和 9 年 1 月 15 日までとする。

第 5 条 主任技術者

- 1 主任技術者は、測量作業規程第 9 条の定めのほか、下記に示す全ての条件を満たす者とする。
 - (1) 下記のいずれかの資格を有する者
 - ・ 入札説明書 4 (1)⑥イ(イ)に示す資格
 - (2) 下記の実績を有する者
 - ・ 入札説明書 4 (1)⑥イ(ロ)に示す実績
- 2 本業務の主任技術者は、受注者が提出した参加表明書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

第 6 条 作業計画書

- 1 受注者は契約締結後 14 日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日）（以下「休日等」という。）を含む。）以内に作業計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 作業計画書は、作業規程等に基づき作成するものとする。

第 7 条 貸与品

- 1 発注者は、本業務の履行に必要な図書を貸与する。
- 2 契約書第 14 条第 1 項に規定する引渡場所は、堺都市再生事務所とする。なお、不要となった貸与品については、速やかに返還するものとする。
- 3 第 1 項の貸与品は、その使用並びに保管等に充分注意するものとする。

第 8 条 作業内容

1 本業務の作業内容は、次に定めるとおりとする。

なお、出来形調査については、構造物補修後の再調査も含む。

- | | |
|---|------|
| (1) 4級基準点測量 | 45点 |
| (都市近郊・平地、伐採なし、永久標識設置なし) | |
| (2) 街区確定測量(中心点及び街区点杭打ち)(木杭) | 38点 |
| (3) 画地確定測量(杭打ち)(木杭) | 78点 |
| (4) 街区確定測量(出来形測量) | 223点 |
| (5) 画地確定測量(杭打ち)(境界プレート埋標) | 39点 |
| (6) 画地確定測量(杭打ち)(コンクリート杭埋標) | 68点 |
| (埋標あり、根巻きあり、一部杭支給品あり、現地引継ぎ(引継ぎ資料作成含む。)) | |
| (7) 用地測量(復元測量)(木杭) | 89点 |
| (8) 境界測量(地区界測量)(木杭) | 40点 |

2 本業務は、前項に計上した作業内容に差が生じた場合は、発注者の積算額に当該業務の落札率を乗じて得た額を目処として契約変更を行うものとする。

第9条 成果品

1 本業務完了後、納入する成果品は次のとおりとする。

なお、成果品は、別途指定する製品仕様書の記載事項を踏まえ、作成するものとする。

- (1) 4級基準点測量
 - ① 観測手簿及び観測記簿
 - ② 計算簿
 - ③ 平均図
 - ④ 成果表
 - ⑤ 基準点網図
 - ⑥ 品質評価表及び精度管理表
 - ⑦ 点の記(写真)
 - ⑧ 基準点現況調査報告書
 - ⑨ 成果数値データ
 - ⑩ 点検測量簿
 - ⑪ メタデータ
 - ⑫ その他資料
 - ⑬ 公共測量の届出資料(測量成果検定に関する資料含む。)
- (2) 街区確定測量(中心点及び街区点杭打ち)(木杭)
 - ① 使用基準点成果表
 - ② 測設街区点等成果表
 - ③ 杭打ち図
 - ④ 中心点および街区点の設置測量計算簿
 - ⑤ 設置写真
 - ⑥ 中心点および街区点間距離点検簿
 - ⑦ 精度管理表
 - ⑧ 点間距離実測図
 - ⑨ 品質評価表
 - ⑩ メタデータ
 - ⑪ その他資料(引継ぎ資料を含む。)
- (3) 街区確定測量(出来形測量)
 - ① 街区点成果表
 - ② 街区点間距離確認点検簿

- ③ 街区出来形確認測量図
- ④ 精度管理表
- ⑤ 品質評価表
- ⑥ メタデータ
- ⑦ その他の資料
- (4) 画地確定測量（杭打ち）（木杭）
 - ① 使用基準点成果表
 - ② 測設画地点等成果表
 - ③ 杭打ち図
 - ④ 画地点の設置測量計算簿
 - ⑤ 設置写真
 - ⑥ 画地点間距離点検簿
 - ⑦ 精度管理表
 - ⑧ 点間距離実測図
 - ⑨ 品質評価表
 - ⑩ メタデータ
 - ⑪ その他資料（引継ぎ資料を含む。）
- (5) 画地確定測量（杭打ち）（埋標）
 - ① 使用基準点成果表
 - ② 測設画地点等成果表
 - ③ 埋標図
 - ④ 画地点の設置測量計算簿
 - ⑤ 設置写真
 - ⑥ 画地点間距離点検簿
 - ⑦ 精度管理表
 - ⑧ 点間距離実測図
 - ⑨ 品質評価表
 - ⑩ メタデータ
 - ⑪ その他資料（引継ぎ資料を含む。）
- (6) 復元測量（杭打ち）
 - ① 観測手簿
 - ② 測量計算簿等
 - ③ 点の記
 - ④ 点間の距離点検簿
 - ⑤ 精度管理表
- (7) 地区界測量（杭打ち）
 - ① 地区界点観測手簿
 - ② 地区界点成果表
 - ③ 地区界点計算簿（座標値、辺長、方向角）
 - ④ 地区界点の記
 - ⑤ 地区界点間の距離点検簿
 - ⑥ 品質評価表
 - ⑦ メタデータ
- (8) 報告書・打合せ記録簿

本業務にて関係機関等との協議に使用した説明資料、作成した説明資料等を報告書としてとりまとめ、打合せ記録簿と共に各 2 部（データ納品を含む。）納入するものとする。また、報告書の作成に当たっては、発注者からの提供資料等も含めたものとする。

- 2 成果品の規格、仕様等については、測量作業規程及び本特記仕様書による他、監督員と協議するものとする。
- 3 本業務において作成し提出すべき用紙については、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（グリーン購入法）」の施行に伴い、印刷及び再生紙の使用等の基準に則り作成すること。詳細については、監督員と協議すること。
- 4 本業務にパソコンを使用する場合のOSは「Windows 形式」とし、ワープロソフトは「Word 形式」、表計算ソフトは「Excel 形式」とし、これを電子媒体（CD-R等）にコピーし、提出するものとする。
- 5 デジタルデータで納品する場合における調書データは「PDF形式」とし、図面データ※は監督員の指示に従い電子媒体（CD-R等）にコピーし、提出するものとする。
※ 図面データは、「SIMA、DWG・DXF（AutoCAD LT2022）及び SXF 形式」データファイル等を含む。

第10条 一括再委任又は一括下請負

- 1 契約書第7条第1項に規定する「主体的部分」とは、次に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - ・総合調整マネジメント ・測量業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
 - ・解析・計算業務における手法の決定及び技術的判断 ・測量業務の中核となる図面等の作成 ・打合せ等 ・成果物の照査
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、当該業務を再委託に付する場合は、書面により協力者との契約関係を明確にしておくと共に、協力者に対し当該業務の実施について適切な指導、管理のもとに当該業務を実施しなければならない。
なお、協力者は、発注者の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第11条 業務カルテの作成等

- 1 受注者は、本業務について、業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（一財）日本建設情報総合センターに登録申請するとともに、（一財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。
なお、提出の期限は、以下のとおりとする。
 - (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後15日（休日等を除く。）以内とする。
 - (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後15日（休日等を除く。）以内とする。
 - (3) 履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から15日（休日等を除く。）以内に変更データを提出しなければならない。

第12条 測量業務成績評定

- 1 本業務は、業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。
なお、付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。

第13条 ウィークリースタンス

- 1 本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するも

のとする。ウイークリースタンスの実施にあたっては、（別紙１）ウイークリースタンス実施要領に基づき、発注者の担当者で確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 14 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- 2 1により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
- 3 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

第 15 条 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第 50 条第 1 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、契約書第 50 条第 2 項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第 16 条 誤 謬

- 1 本業務の成果品の引き渡し後といえども、成果品等に誤謬が発見された場合は、受注者の責任において補正するものとする。

第 17 条 その他

- 1 受注者は、測量等の作業にあたり、道路上での作業を行う際には、所轄警察へ道路使用許可の申請を行うものとする。

以 上

ウィークリースタンス実施要領

1 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 22 条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

2 取組内容

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案したうえで、原則として以下の項目（1 週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
 - ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - ② 水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
 - ③ 休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
 - ④ 昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。
 - ⑤ 定時間際、定時後の依頼をしない。
 - ⑥ その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web 会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注者間で確認・調整のうえ、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1)によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、監督員から現場代理人又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

3 進め方

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整のうえ、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以 上

